

常任委員会の審査報告

各常任委員長から提出された記事に基づき掲載しています。

総務常任委員会 審査報告

本委員会は6月22日(火)委員全員の出席のもと、付託された案件について慎重に審議し、市条例案の改正(議案第32号)については全委員の賛成となりました。ここに主な提案内容と質疑により得た回答を報告します。

議案 第32号	質疑に対する主な回答	セルフメディケーション商品 表示例
1.個人の市民税の非課税範囲の見直し 国外居住親族の取り扱いの見直し	・国外居住親族の把握は今後鋭意調査する。 (施行実施は令和6年1月1日より) ・税収への影響は少ないものと判断している。	
2.セルフメディケーション税制の見直し 令和9年度まで5年間の延長	・自主服薬の活用により更なる健康増進を図り、医療費軽減に資するため。 ・令和2年度本制度適用者は全体の0.36%であった。(全国平均0.39%)	
議案 第35号 令和3年度補正予算(第2号)	質疑に対する主な回答	
1.(仮称)南部まちづくりセンター整備事業費について 94,484千円	・図書館機能は有しないが、本の貸出返却は可能とする。 ・駐車場は10台確保したが、さらに増やす方向で調整する。	
2.債務負担行為補正 田辺公園プール管理料 295,000千円 有料公園施設等管理料 240,000千円	・コロナ感染症による経営への影響を考慮し設定した。 ・いずれも令和4年度～8年度5年間の管理料。	
3.消防費 防災広場用地取得 164,316千円	・今回の学研都市京都土地開発公社からの買戻しは14筆 17,718.45㎡。 (全体の買戻しは順次実施し、最終54筆となる) ・国の社会資本整備総合交付金等を活用し買戻しする。	

総務常任委員会

文教福祉常任委員会

【1】議案について
介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正…全委員賛成で可決

【説明】
一定の基準に該当するケアプランを作成する居宅介護支援事業所に対して、新たにケアプランの届け出義務を規定するもの。このプランについては、居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出して、点検・検証する仕組みを新たに導入するものである。

【点検・検証の方法】
居宅介護サービスについては、要介護度の区分によって一カ月に利用できるサービスの支給限度基準額が決められている。

この基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する事業所を抽出してケアプランの提出を求める。ケアプランの提出を求められたケアマネジャーは、そのプランの妥当性を自ら検討し、訪問介護が必要な理由等を記載した上で、そのケアプランを提出する。また、市では提出のあったケアプランを点検・検証して利用者の自立支援や重篤化防止の観点から必要な場合については、事業所にサービス計画の是正を促すこととなる。

【対象となる事業所】
訪問介護の中でも特に掃除や調理といった生活援助中心の割合が高いケアプランを多く作成しているような事業所となる見込みだが、その具体的な基準などは、今後、国から示される。

【2】令和3年度一般会計補正予算(第2号・3号)
健康福祉部副部長 コールセンターについては、8回線を20回線に増やして対応する。また高齢者の場合は、ネット予約を受け付けていなかったため、ネット予約も同時に導入する。

健康福祉部副部長 コールセンターについては、8回線を20回線に増やして対応する。また高齢者の場合は、ネット予約を受け付けていなかったため、ネット予約も同時に導入する。



予防疫種を打つ様子

建設経済常任委員会は、建設部、経済環境部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項について審議します。

令和3年5月11日開催の「令和3年第1回臨時会」において、新たな7人の委員が決まりました。

今後は、本委員会の取り組みなどについて、このような紙面などを通じて市民の皆様にお届けいたします。ご意見などをお気軽にお聞かせください。よろしくお願ひします。

【議案審査】
先に開催された令和3年第2回定例会(6月議会)では、6月21日に建設経済常任委員会が開かれ、建設部が所管する市道認定議案を審議しました。

三山木地内で宅地開発により新設された道路を、道路法の規定に基づき市道認定するものですが、その道路の構造や規格が関係する法令や条例などに適合しているかを議会の立場で審査するものです。

したがって、まず現地を確認したのち市側から議案の説明を受け、質疑形式で審議を行いました。

この宅地開発は14戸程度が分譲される比較的小規模な開発行為です。市道として認定する道路は「行き止まり」となり終点には車が転回できる場所が設けられています。また火災などを想定し住民避難のために道路の行き止まり部分から他の道路に避難できる通路も設けられています。このような道路は市内で他に

建設経済常任委員会

にも目にされていると思いますが、質疑では行き止まり道路そのものが防災上の観点で問題があり業者に指導するべきといった意見がありました。市側からは「基本的には通り抜けできるように道路に指導するべきだが、開発行為の規模や形状でやむなく行き止まり形状となる場合もある。」といった答弁でした。

法令上はこのような開発行為も認められており違法性はないものの、事業者に対しては安全・安心のまちづくりの観点で行き止まり道路とならないような開発が望まれます。採決の結果賛成多数で原案の通り可決されました。

また、年間を通じて建設経済常任委員会として調査研究活動を行うテーマについて議論しました。

詳細は今後も委員間で協議しますが、「ゼロカーボンシティに関すること」及び「治水対策に関すること」の方向で具体的なテーマ設定を検討し、調査研究活動を行います。



市道の認定における現地確認の様子